



工事期間中においても 主任技術者の選任は必要です！

当該事業場における保安規程に基づき、主任技術者にあつては電気工作物に対する工事に着手する時点から、工事の保安監督が必要です。

しかしながら、このところ受電直前になって外部委託承認等の申請が提出されるケースが見受けられます。今一度、主任技術者の職務を確認してください。なお、主任技術者の選任又は外部委託に関する契約締結後、速やかに手続きを行ってください。

【主任技術者の職務】 電気事業法第43条第4項
主任技術者は、事業用電気工作物の**工事**、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。